やまなし子ども条例 骨子の概要

○前文 子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものである。日本は世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束している。

現代社会は人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや 虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰 にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

富士山、八ヶ岳、南アルプスなど雄大な山々の麓にある、四季折々の美しい景観や水と緑にあられる豊かな自然の中で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定する。

目的

○目的(第1条) 子どもの健やかな育ちを支援し、及び子どもの権利を実現するための基本 理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合 的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

定義

〇定義(第2条)

- 「子ども」「子ども支援」「保護者」
- ・「学校関係者等」 ・「育ち学ぶ施設」

基本理念

「ヤングケアラー」

〇基本理念(第3条)

- ・子どもへの支援
- 子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に悩み苦しむことなく、また、家事、家 族の世話等を行うことにより学業、進学、就職等に支障が生じることなく安心して生きてい くことができるよう、その権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 子どもがその成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築すること、自らの考え 又は意見を表明すること等により、主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。
- 子どもが相互に権利を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ち及び他者を思い やる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨と して行われなければならない。
- 子どもの育ちを支える者への支援
- その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行われなければならない。
- ・子ども支援
- ・県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより 重層的に行われるとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

関係者の責務・役割・連携

- ○県の責務(第4条) 基本理念にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定・実施することを規定
- **〇保護者の役割(第5条)** 子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることを規定
- ○学校関係者等の役割(第6条) 子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行うことを規定
- ○事業者の役割 (第7条) 雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため 必要な雇用環境の整備に努めることを規定
- **〇県民の役割(第8条**) 子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的か つ自主的な取組を行うよう努めることを規定
- 〇連携協力(第9条) 県は、市町村、子ども支援に関するその活動を行う特定非営利活動法人その他の 民間団体と連携協力するものとすることを規定

基本的施策

- 〇社会参加の促進(第10条) 〇相談体制の充実(第11条) 〇相談機関の周知等(第12条)
- 〇人権教育の充実(第13条) 〇保護者に対する支援(第14条)
- 〇学校関係者に対する支援(第15条) 〇関係機関への支援(第16条)

施策推進項目

- 〇子どもにやさしいまちづくりの推進
- **○意見表明や参加の促進(第17条**) 県は子どもが自分の考え又は意見を表明し、又は参加する機会 又は仕組みを設けるよう努める。
- **〇子どもの居場所(第18条)** 県は子どもが安心して過ごし、遊び、学び、又は生活することができる場の整備やそのような場づくりの促進に努める。
- **〇情報の提供(第19条**) 県及び育ち学ぶ施設の関係者は子どもが理解を深められるよう子どもの視点 に立った分かりやすい情報の提供に努める。
- ○環境の保護等(第20条) 県は子どもと共にその環境を守り育てるよう努め、災害から子どもを守る。
- 〇ヤングケアラーの支援の推進
- ○支援(第21条) 県、市町村、関係機関、民間団体等の支援者は、ヤングケアラー、その保護者及び家族に対し必要な支援を提供する。
- 〇ヤングケアラーの支援に関する推進計画(第22条) 県は施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。
- 〇子どもに対する権利侵害の救済等
- 〇山梨県子ども支援委員会 (第23条) 子どもに対する権利侵害に関する事項について調査審議する ため、山梨県子ども支援委員会を設置する。
- ○権利侵害の救済(第24条) 権利侵害を受けた子ども又は保護者の救済の申し出を受けた委員会は、 事案の調査審議を行い、必要があると認めるときは勧告を行う。
- 〇推進体制と公表
- ○推進体制と公表(第25条) 県は子ども支援のための施策を推進するために必要な体制を整備し、毎年施策の実施状況等の概要を公表する。